

2018年2月

平成30年2月4日から的大雪により被害を受けられました皆様へ

みらい少額短期保険株式会社

平成30年2月4日から的大雪により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の窓口にて、ご契約者様からのお問い合わせ、被害のご連絡、ならびにご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

どのような些細な事でも結構ですので、是非ご相談ください。

○災害救助法適用に伴う特別措置のご案内○

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者様を対象に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなど特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望のご契約者様は、弊社担当窓口までご連絡ください。

□ 弊社担当窓口：フリーダイヤル：0120-651-051（受付時間：平日9：30～17：00）

| 適用都道府県 | 適用市町村 | 法適用日 |
|--------|--|------------|
| 福井県 | 福井市（ふくいし） 大野市（おおのし） 勝山市（かつやまし） 鯖江市（さばえし） あわら市（あわらし） 坂井市（さかいし） 吉田郡永平寺町（よしだぐんえいへいじちょう） 丹生郡越前町（にゅうぐんえちぜんちょう） | 2018年2月6日 |
| 福井県 | 越前市（えちぜんし） | 2018年2月13日 |

以上